

四日市中央工業高等学校 同窓会 選挙規則

第一章 総 則

第 1 条 この規則は会則第 10 条に基づいて役員選挙を公正にして民主的に行なうために定める

第二章 選挙管理委員会

第 2 条 役員任期が満了または欠員が生じて選挙の必要が生じた場合は会長は選挙管理委員会の設置を総会または代議員会に要請する

第 3 条 選挙管理委員会の人数および選出方法はその都度代議員会において決定し委員の互選により選出された選挙管理委員長は委員会を代表して選挙管理業務を統括する

第 4 条 選挙管理委員は次の業務を行なう

1. 選挙日程の決定
2. 立候補者の受付
3. 立候補者の資格審査
4. 投票および開票の管理
5. 投票による有効・無効の決定
6. 選挙における一切の疑義解釈
7. その他選挙に必要な事項の決定

第 5 条 選挙管理委員会は管理業務の経過を総会または代議員会に報告しなければならない

第三章 役員候補者

第 6 条 役員候補者になろうとする者は期日内にその旨を選挙管理委員会に届け出なければならない

第 7 条 5 名以上の会員が他の会員を役員候補者に立候補する場合は本人の承諾を得て期日内に届け出ることができる

第 8 条 選挙管理委員が役員候補者になった場合は委員の職を辞め後任者を補充しなければならない

第 9 条 代議員はその職を辞さずに代議員以外の候補者になることができる

但し当選となった時は代議員の職を辞め兼任をしてはならない

なお後任者の補充は一年以内に速やかに行なう

第四章 役員推薦委員会

第 10 条 期日までに役員候補者が定数に満たない場合または役員推薦の必要があった場合は選挙管理委員会は役員推薦委員会を設置しなければならない

第 11 条 役員推薦委員会の人員および選出方法は選挙管理委員会の決定によって行なう
但し選挙管理委員が役員選出委員に選出された場合にはその職を辞め後任者を補充しなければならない また役員推薦委員が候補者になった場合もこれに準ずる

第 12 条 役員推薦委員会は次の業務を行なう

1. 役員候補者の推薦
2. 役員候補者推薦経過の報告

第五章 選 挙

第 13 条 役員は次の方法により候補者の中より選出する

1. 会長・会計の選挙は単記投票とする
2. 副会長・書記・会計監査の選挙は 2 名の連記投票とする
3. 理事の選挙は 5 名の連記投票とする
4. 候補者が定数に満たない場合は直接無記名の信任投票を行ない選挙総数の過半数を以て当選とする

第 14 条 前条第 1 号の選挙は過半数を以て当選とし過半数に満たない場合は高点者 2 名を以て決選投票とする 第 2 号・第 3 号は高点者により当選とし同点の場合は決選投票とする

第 15 条 代議員の任期・選出時期および選出方法については各クラスおよび各支部に任せる
なお後任者はその旨 1 週間以内に会長まで報告しなければならない

第五章 附 則

第 16 条 この規則の改正は同窓会会則第 22 条による

第 17 条 この規約は第 2 回役員選挙より実施することとする